

# 秋田県救急救命士気管挿管病院実習要領

## 1 目的

秋田県における救急救命士の気管内チューブによる気道確保（以下、気管挿管。）を実施するため、メディカルコントロール（以下、MC。）体制（医師の具体的指示体制や事後検証の確保等）下の気管挿管業務プロトコルを確立すると共に、医学的な知識と技術の習得に不可欠な病院実習を行い、もって救急救命士の資質の向上に寄与するため、この要領を定める。

## 2 気管挿管実習指導医部会の設置

秋田県MC協議会には、気管挿管実習指導医部会を置き、MC担当医療機関（以下、MC病院。）麻酔科の実習指導医を部会委員とし、全県的な実習体制の確保を図る。

地域MC協議会は、この要領に基づいて、指導期間、実習対象者数等を定め、圏域内の実習体制を推進するものとする。

## 3 実習対象者

気管挿管実習のための追加講習は、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（各都道府県衛生主管部局長あて厚生労働省医政局指導課長通知、平成16年3月23日、医政指発第0323049号）」に準じたカリキュラムで実施することとし、平成16年度以降、概ね3か年（年1回）実施する。これを修了し、消防本部から推薦され、県又は地域MC協議会が認めた救急救命士を実習対象者とする。

実習受入病院の麻酔科の指導医は、この要領並びに「病院実習ガイドライン（各都道府県衛生主管部局長あて厚生労働省医政局指導課、平成16年1月16日、事務連絡）」に従って指導するが、気管挿管の実施が不的確と判断される実習生は、実習を中断ないし中止する（再教育の再実習は可とする）。

また、実習修了者については、県及び地域MC協議会に認定、登録される。

## 4 実習病院

- (1) 県及び地域MC協議会は、MC病院の中から実習可能な病院を選定する。
- (2) 実習病院は院内の運営委員会、倫理委員会等で実習受け入れの了承を得る。
- (3) 「救急救命士の気管挿管実習」について院内に明示する。
- (4) 患者に十分に説明し、文書による同意を得る（これに用いる書面は、日本麻酔科学会が示した模範文書〔別記1〕を参考に各MC病院が作成する）。
- (5) 市町村（消防機関）との間で契約を締結する（不測の事故・訴訟発生を想定し、実習のみならず具体的指示を行った医師、医療機関の法的責任を明確化した契約を締結すること）。

- (6) 30症例を修了し、医師の具体的指示下で、気管挿管を実施するに適した救急救命士には、各病院の管理者が、実習修了証書を交付する。
- (7) 気管挿管認定救急救命士がビデオ喉頭鏡を用いて新たに5症例を修了し、ビデオ喉頭鏡による気管挿管認定を受けるに適したと判断される救急救命士には、各病院の管理者が、実習修了証書を交付する。

## 5 病院（手術室）実習

### (1) 実習方法

- ① 日本麻酔科学会認定専門医を実習指導の責任者とする。
- ② 対象は、成人のASAクラス分類1、2に相当する全身麻酔症例で、文書による同意が得られた患者とする。
- ③ 指導医の監視下に行う気管挿管の実習は2回までとし、麻酔導入時マスクによる自発呼吸下酸素吸入、導入後のマスクによる人工呼吸から喉頭展開、気管挿管、管の固定、人工呼吸までを原則とする。

### (2) インフォームドコンセント等

- ① 指導医は、原則として、救急救命士を伴い、患者に実習内容について十分な説明（麻酔科専門医の厳重な指導と責任のもとに実施され、患者の安全が確保されていること、実習者は救急救命士資格者であること、実習を拒否しても治療に何ら不利益を生じないことなど）を行ったうえで、文書による同意を得る。
- ② 同意書はカルテに添付し保管する。診療記録にも説明内容、患者の諾否等、必要事項を記載する。麻酔科指導医は、麻酔手術の終了後、記録内容について患者本人へ説明する。

### (3) 実習の記録

- ① 所定の様式に実習内容について記録し、実習指導医の確認を得る。
- ② 実習記録を整備（麻酔記録に挿管担当の救命士名を明記し挿管経過を記載）する。

### (4) 事故発生時の責任

- ① 指導内容及び指導態度に起因する注意義務違反は指導医の責任とする。
- ② 実施に伴う事故の責任は実施者にあるものとする。

### (5) 再教育

- ① 3年ごとに気管挿管の再実習等も含めた再教育を行う。
- ② 地域MC協議会は再教育の実施状況から、救急救命士の気管挿管資格取得者の適否について検討する。

### (6) 契約

日本麻酔科学会が例示した、救急救命士気管挿管実習受け入れに伴う取り扱い規則（別記2）を参考に、県及び地域MC協議会で検討のうえ、消防機関と医療機関間で契約を締結する。

## 附則

この要領は、平成16年9月8日から施行する。

一部改正 平成20年10月10日

一部改正 平成24年10月5日

## (参考)

- 1 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について（各都道府県知事あて厚生労働省医政局長、平成16年3月23日、医政発第0323001号）
- 2 救急救命士の気管内チューブによる気道確保に向けた「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（各都道府県衛生主管部長あて厚生労働省医政局指導課長、平成16年3月23日、医政発第0323027号）
- 3 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（各都道府県衛生主管部長あて厚生労働省医政局指導課長、平成16年3月23日、医政発第0323049号）
- 4 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係わるメディカルコントロール体制の充実強化について（各都道府県消防主管部長及び衛生主管部長あて消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長、平成16年3月23日、消防救第58号、医政指発第0323071号）
- 5 日本麻酔科学会ホームページ <http://www.anesth.or.jp/>
- 6 『「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について』 消防庁救急企画室長、厚生労働省医政局指導課長、平成23年8月1日、消防救第217号、医政指発0801第3号

(別記1)

## 手術を受けられる患者様へ、ご協力をお願い

当院においては手術室内において全身麻酔時に救急救命士が気管挿管を行う実習を受け入れております。そこで全身麻酔を受けられる患者様に、この実習に関するご協力をお願いいたしております。

厚生労働省と総務省消防庁、医学会代表者、有識者（含むマスコミ）が集まって、救急現場において心臓がとまってしまっている人の救命率を向上させることを検討した結果、救急救命士による気管挿管が実施される事となりました（同様の目的ですでに救急救命士による（医師の指示無し）除細動が実施され、救命率の改善をみております）。そこで当院は、この実習を受け入れることにいたしました。

日本においては医師が救急現場に直接でていく制度を実施している地域は非常に少なく、多くの地域で病院外での救命処置は救急隊にゆだねられています。

救急隊員の中でも特別の教育を受け、国家試験に合格した者が救急救命士となります。その中でも選ばれて更に教育を受け、人形を使用した気管挿管実習を行い、実習試験に合格した者がこの病院における挿管実習を受けることとなっています。従って実習にあたる救急救命士は、現場での救急業務を経験し、考え得る全ての教育を受けた、十分能力のあるものといえます。実習に際しては麻酔科の専門医が常時付き添って指導に当たり、通常麻酔科医が行う際と同様の安全性を確保しながら実習を行います。また前日までに麻酔科医と救急救命士と一緒にご説明にあがり、麻酔方法や安全性などについてご説明いたします。

私を含め誰でもが不足の事態の中で急に心臓がとまり、救急隊の処置に身を任せる可能性が少なからずあります。救急の現場にいる救急救命士の能力が生命を左右する可能性が十分あります。ですから救急救命士の能力を高めることは現時点でも、また将来ドクターカー（医師が救急現場に救急隊ともに出動する）が運用されるようになってもとても重要なことです。

このような理由から当院としてはこの実習を引き受けるとともに、患者様へご協力をお願いいたしております。何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、仮に患者様がこの実習にご協力いただけなくとも、今後の治療で不利益を被るようなことは全くございません。

〇〇〇病院院長

平成 年 月 日

救急救命士による気管挿管実習の説明・承諾書

〇〇〇〇 様

平成 年 月 日手術

患者様の麻酔は麻酔科医師が担当いたしますが、厚生労働省のガイドラインにしたがって、救急救命士による気管挿管実習にご協力をお願いいたします。

実習を行う救急救命士は救急救命士資格取得者で、救急業務経験者です。

救急救命士が行うことは、

- 1 手術室入室後、麻酔前、酸素マスクを患者様にあて、酸素を投与する。
- 2 患者様の入眠後、マスクでの人工呼吸を行う気管挿管を行う（うまくいかない場合、最大2回まで試みる）
- 3 気管挿管チューブの固定人工呼吸を再開する

までです。

この間は、日本麻酔科学会認定麻酔専門医が指導し、患者様の安全を確保します。

薬剤投与、上記以外の処置等はすべて麻酔科医師が行います。

以後、手術が終わるまで、麻酔科医師が麻酔を担当します。その間担当救急救命士が見学をする場合があります。

この実習に伴う合併症でもっとも多いと考えられるのは、歯牙の損傷、口唇・口腔内の損傷、嘔声、咽頭痛です。これは麻酔科医師が行っても起こることです。

この救急救命士による気管挿管実習を拒否しても、患者様の治療等に何ら不利益も生じません。

平成 年 月 日

説明医師 〇〇〇〇

実習救急救命士 〇〇〇〇（所属 〇〇〇〇消防本部）

指導麻酔専門医 〇〇〇〇

麻酔担当医師 〇〇〇〇

（他の手術の進行具合や緊急手術のため麻酔担当医師が変わる場合があります。）

私は、麻酔科医および救急救命士により救急救命士が気管挿管を行うことについて上記のように説明を受けました。麻酔専門医の指導のもとに救急救命士が私の気管挿管を行うことを承諾いたします。

平成 年 月 日

患者様氏名 〇〇〇〇 印

〇〇〇病院院長殿

(別記2)

〇〇病院救急救命士気管挿管実習受託受入に伴う取扱規則

(出处) 2004年1月27日、日本麻酔科学会ホームページ

(趣旨)

第1条 〇〇病院において、依託により救急救命士の気管挿管実習を受託する場合はこの規則に定めるところによるものとする。

(委託機関)

第2条 厚生労働省「救急救命士による特定行為の再検討に関する研究班」作成の「病院(手術室)実習ガイドライン(別紙1、以下ガイドライン)」にある地域メディカルコントロール協議会(以下地域MC)に参加している消防機関を、気管挿管実習を依頼できる機関とする。

(実習生)

第3条 ガイドラインに示される条件を満たしているものを実習生とする。

(手続き)

第4条 病院長は、消防機関からガイドラインの実習受入方法に従って、所定の様式に従って記入した書面(別紙 第1号様式)により、地域MC長の推薦書(別紙 第2号様式)等の添付文書とともに実習の預託申し込みを受ける。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院などの業務に支障がなく、麻酔科責任者の同意が得られ、受託が適当と認めた場合は実習を許可することができる。

3 年間および同時期に受け入れる実習生の数は〇〇病院において受け入れ可能な数とし、その数は、年度、時期によりことなることがある。

4 病院長は前項までの規定により、実習を許可するときは、これを消防機関の長に書面(別紙 第3号様式)で通知する。

(実習の期間)

第5条 前項の規定により実習を許可された救急救命士の実習期間は第3号様式の書面に定めるところとする。

(実習委託料)

第6条 受託実習生の所属する消防機関の長に対し、受託実習料を納入させることができる。

2 受託実習料および支払期間については規則細則に定めるものとする。

(実習義務)

第7条 病院は受託実習を受ける救急救命士に対し〇〇病院諸規則を守り、かつ病院長および麻酔科責任者、実習の直接指導者の指示に基づき実習するよう指導する。

(実習内容)

第8条 実習内容はガイドラインによるものとする。

(医療事故等発生時の責任)

第9条 医療事故等発生時の責任の考え方はガイドラインによるものとする。

2 救急救命士の責任において発生した事故は救急救命士および実習要請消防機関の責任であるが、医療事故賠償保険の適応については病院と実習要請消防機関とで検討するものとする。

3 前項において病院側には賠償保険において保障される額以外の負担をしないものとする。

(実習の停止および許可の取り消し)

第10条 受託実習生が第8条の規定に違反し、または受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該受託実習生の実習を停止させ、または第4条第4項の許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により実習を停止させる、または実習の許可を取り消すときは、これを所属する消防機関の長及び地域MCの長に通知する。

(その他の必要事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、救急救命士気管挿管受託実習に関して必要な事項は、病院長が定める。

(附則)

1. この規則は平成16年〇〇月〇〇日より施行する。

第1号様式

××消防発 ×××号  
平成16年△△月□□日

〇〇病院長 殿

××消防長 印

### 救急救命士挿管病院実習依頼書

〇〇病院救急救命士気管挿管実習受託受入に伴う取扱規則および気管挿管実習ガイドラインに同意した上で、下記のとおり気管挿管実習生の依頼の申し込みをいたします。

#### 記

#### 1. 実習生

氏名 ○△□× 性別 ○性 年齢  
住所  
連絡先および方法（通常電話や携帯など）

#### 2. 希望実習期間

#### 3. 実習内容

全身麻酔における気管挿管実習 成功例として30例  
ビデオ喉頭鏡においては新たに5例

#### 4. 添付書類

- ①〇〇地域メディカルコントロール協議会長推薦書（原文）
- ②救急救命士合格証（コピー）
- ③気管挿管実習前講習修了証（コピー）  
ビデオ喉頭鏡実習前講習修了書（コピー）

#### 5. 所属機関における連絡担当者

身分  
氏名  
連絡先



第2号様式

平成16年△△月□□日

〇〇病院長 殿

××メディカルコントロール協議会長 印

気管挿管実習推薦書

資格、経験、人柄等の点から下記の人物を気管挿管を行わせるふさわしい救急救命士と判断しました。貴院において実習を許可されるよう推薦いたします。

1. 推薦される救急救命士

氏名 ○△□× 性別 ○性 年齢

2. 所属機関

所属機関名

所属機関実習責任者氏名

連絡先

3. 実習内容

全身麻酔における気管挿管実習 成功例として30例

ビデオ喉頭鏡においては新たに5例

第3号様式

〇〇病院発 〇〇〇号  
平成16年××月△△日

××消防長 殿

〇〇病院長 印

### 気管挿管受託実習生受入許可書

平成16年△△月□□日付け消防発×××号をもって申請のあったことについては、下記の事項を条件として許可いたします。

1. 実習生

氏名

2. 実習期間

平成16年 月 日 ～ 平成 年 月 日

但し、実習状況により短縮若しくは延長も可能とする

3. 実習内容

全身麻酔における気管挿管実習 成功例として30例

ビデオ喉頭鏡による気管挿管実習においては新たに5例

4. 実習委託料

1成功症例につき〇〇円とし、実習終了後直ちに病院が指定する金融機関に納入するものとする。

5. 病院規則遵守

別添規則を遵守するとともに、指導職員の指導に従うこと